

保護者の皆様へ

いじめは子ども社会だけの課題ではなく、大人社会の反映という側面もあります。京都市では、「京都はぐくみ憲章」において、大人が子どもの模範となるよう、大人の社会においても、いじめやそれに類する行動等を行ってはならないことを求めています。

京都はぐくみ憲章

～子どもを共に育む京都市民憲章～



わたしたちは、

- 1 子どもの存在を尊重し、かけがえない命を守ります。
- 1 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 1 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 1 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。
- 1 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 1 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先します。

平成19年2月5日(育児ニコニコ笑顔の日)制定
3月13日 京都市会が憲章推進を決議

子どものいじめに関する本市の学校以外の主な相談先

呼 称	連絡先	相談できる日時	備 考
こども相談 24時間 ホットライン	さあこい なやみよ 075-351-7834	年中無休・24時間対応	子どもや子育てに関する悩み全般についての相談電話です。
いじめメール相談	ijime-soudan-mail @edu.city.kyoto.jp	年中無休・24時間受付 (メール相談の受付から 返信まで3日程度(土・ 日・祝・年末年始を除く) を要する)	子どものいじめに関する悩みのメール相談窓口です。
ネット・トラブル 情報デスク	http://www.edu.city. kyoto.jp/net-trouble .html	年中無休・24時間受付	ネット上での京都市内の子どもにかかわるトラブル情報を電子メールで受け付けています(個別の返信は行いません。)

※上記以外にも関係機関が設置する相談先があります。→ 京都市いじめの防止等取組指針

京都市教育委員会

指導部生徒指導課 〒604-8184 京都市中京区姉小路通東洞院東入曇華院前町 706-3
TEL: 075-213-5622 FAX: 075-213-5237

京都市子どもの豊かな心と規範意識を育む関係者会議 (令和2年4月)



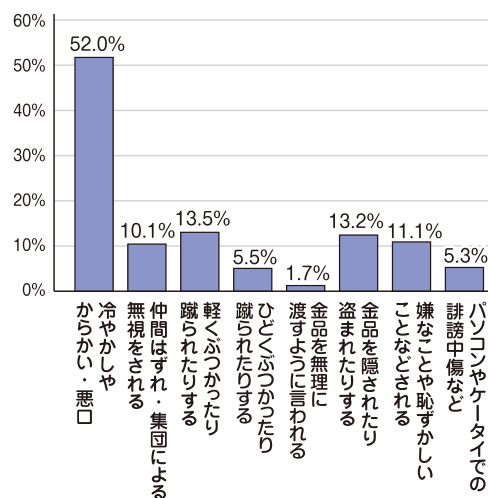
ご家庭や地域、PTA活動などの場で子どもを真ん中にして、それぞれの経験や知恵を交流し合い、また、手を取り合いながら、いじめを決して許さず、子どもが安心して生活し学ぶことができる環境づくりに取り組みましょう。

京都市のいじめの状況

いじめとは

子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった子どもが、心身の苦痛を感じているもの（当該子どもが苦痛を感じていなくても、他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものを含む）。（京都市いじめの防止等に関する条例第2条）

■ 京都市のいじめの実態は？（複数回答）



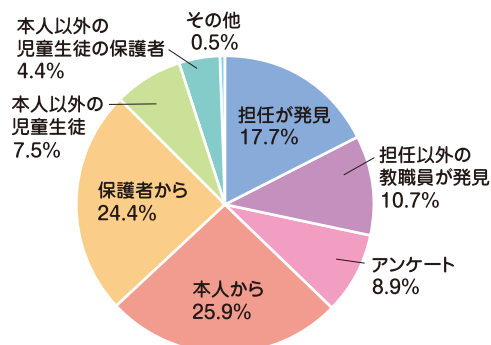
どの子どもにも起こり得るいじめ

令和元年度の京都市の調査では、「いじめにかかわっていやな思いをしたことがある」と回答した子どもは小学生で4.6人に1人、中学生で17人に1人となっています。

また、国立教育政策研究所のいじめ追跡調査によると、小学4年生から中学3年生までの6年間でいじめの被害・加害の経験は約9割の子どもが経験しており、いじめは「どの子どもにも起こり得る」という認識を持つ必要があります。

各学校においては、初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消した事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決に向けた取組を行っています。

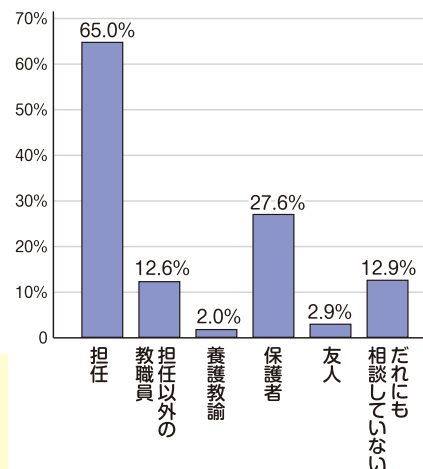
■ いじめを発見ようになったきっかけ



子どもにとって、いじめは相談しにくいもの。大人が子どものサインに気を付け、悩んでいる子どもの気持ちに手を差し伸べてあげましょう。

（いずれのグラフも平成30年度京都市調査による）

■ いじめの相談状況（複数回答）



いじめへの対応

■ あれ？もしかして？と思った時

- 子どもが話しやすい雰囲気づくりを心がけましょう。
ご家庭は子どもがなんでも話せる雰囲気となっているでしょうか？子どもにとって良き相談相手になってあげてください。問い詰めるのではなく、子どもの気持ちを受け入れることが大切です。

- いじめが疑われるときは、まず担任の先生に連絡をとりましょう。

まず正確な事実を把握することが第一です。
お家の方の心配を担任の先生に伝え、様子を見てもらってください。家庭と学校とが情報を共有することで、どんな問題が起こっているのかははっきりし、解決につながります。



■ 子どもがいじめられていると知った時

- ・何があっても「絶対守る」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- ・いじめている人が悪く、あなたは悪くないと伝えましょう。



■ 子どもがいじめていると知った時

- ・子どもと向き合い、子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。
- ・頭ごなしに叱るのではなく、なぜそんなことをしたのか、子どもの言い分を十分に聴き取りましょう。
- ・そして、子どもの気持ちや背景を理解したうえで、理由はどうあれ「いじめは絶対に許されない」ことを伝えましょう。



いじめを発見するために

保存版

いじめのサイン

発見シート

悩んでいる子どもの気持ちに手を差し伸べてあげてください。



朝 (登校前)

※チェック欄は2回、もしくは2人で出来るように2つあります。

- ☐ 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- ☐ 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- ☐ 遅刻や早退がふえた。
- ☐ 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。



夕 (下校後)

- ☐ ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- ☐ 勉強しなくなる。集中力がでない。
- ☐ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- ☐ 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されたりしている。
- ☐ 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。



お子さまのようすはいかがですか？



夜間 (就寝後)

- ☐ 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- ☐ 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわされたりしている。
- ☐ 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- ☐ 服がよごれていたり、やぶれていたりする。

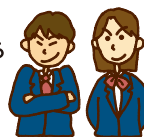


夜 (就寝前)

- ☐ 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ☐ ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- ☐ 学校や友達の話がへった。
- ☐ 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- ☐ パソコンやスマホをいつも気にしている。
- ☐ 理由をはっきり言わないアザやキズアがある。

■「いじめ」をしていますか？

いじめる側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。



- ☐ 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
- ☐ 買ったおぼえのない物を持っている。
- ☐ 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

※チェック項目は参考例です。お子さまやご家族の実態に合わせて、ご活用ください。

ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談しましょう

月別アドバイス

4月

新学期の始まりは、楽しさに満ちあふれている反面、子どもたちは新しい環境に不安を持っています。この時期の子どもの変化を見守ることはとても大切です。

5月

クラスにも慣れ、子どもの人間関係がはつきりとして、いじめも増えはじめる傾向にあります。子どもの言葉にしっかり耳をかたむけましょう。

6月

新学期が始まってからいじめに我慢してきた子どもがサインを出し始めることが多いのが6月です。夏休み前に解決することを目指しましょう。

7月

懇談会や教育相談も活用して学校としっかり相談することが大切です。夏休みに入ったら、子どもの話をしっかり聞き、コミュニケーションをとりましょう。

8月

子どもと接する時間が増える夏休みです。コミュニケーションをしっかりととりましょう。また、休みが終わり学校が始まる時期に元気がないなどの子どもの変化に目を向けましょう。

9月

行事の中でいじめの原因につながるようなケースや、夏休み前から続いているいじめもあり、子どもの態度に変化がないか注意深く見守りましょう。

10月

子どもに寄りそい、子どもの頑張りを認め、子どもをこまめにほめてあげましょう。

クラスやチームの団結につながる行事が多い一方で、集団行動になじめない子どもがますますきつかけにもなります。子どもの言葉や行動に目を向けましょう。

11月

行事が終わり勉強のつまずきや進学の不安やあせりなどが、いじめをする子どもの心理的背景になっていることもあります。いじめのサインを見逃さないようにしましょう。

12月

子どもたちが安心して新年を迎えられるよう、しっかりとサポートをしましょう。冬休みの間も子どもの様子に変化がないか見守りましょう。

1月

子どもが相談しやすくなるよう、冬休みの間にコミュニケーションをしっかりととりましょう。また、休み明けの子ども様子を確認することも大切です。

2月

新学期まであと少しだからといじめを我慢せず、できるだけ早く解決し、4月から気持ちを切り替えられるよう、子どもたちの言葉や態度を見守りましょう。

3月

春休みはいじめで心を痛めている子どもが明るく進級・進学ができるよう、サポートしてあげましょう。甘えさせたり、こまめにほめてあげるなど、自信をつけさせてあげることが大切です。

市民ぐるみでいじめを防ごう

～いじめの防止等に関する「条例」及び「取組指針」について～

どの子どもにも、どの学校にも起こりうる「いじめ」。「京都市いじめの防止等に関する条例」（平成26年10月施行）、及び「京都市いじめの防止等取組指針」（平成27年1月策定、平成29年9月改定）を定め、いじめの未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応、いじめの再発防止の取組を推進しています。

条例・取組指針の内容は？

条例・取組指針では、それぞれの役割を定めています。

京都市教育委員会

- 取組指針の策定とともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、再発防止等の取組を行う。
- いじめへの対応や教職員の資質向上、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置等を行う。

学校

- 学校いじめの防止等基本方針を策定する。
- 校内体制を整備する。
- 子どもの規範意識を醸成する。
- いじめの未然防止、早期発見、再発防止、いじめ事案への対応を行う。

京都市

保護者、市民、事業者、関係機関等と連携して、いじめの防止等の取組を京都市総体として推進する。

保護者

- 子どもがいじめをしないよう、健やかで心豊かに育む。
- 子どもがいじめを受けたら適切にいじめから保護する。

子ども

- いじめを行ってはけません。
- いじめの防止等の取組に積極的に取り組むよう努める。
- いじめを認識した時は、相談するよう努める。

市民・事業者

- いじめの防止等の対策に積極的に協力する。
- 子どもが健やかで心豊かに育まれる環境の整備に努める。

内容の検証や見直しは行われているの？

○いじめ防止に向けた取組をさらに充実するため、平成29年9月に「京都市いじめの防止等取組指針」を改定しました。

- ・以下のことを主な取組の重点として、改定を実施しました。
 - ▶学校は自校の「いじめの防止等基本方針」や「いじめ対策委員会」について、子どもたちや保護者にしっかり説明をします。
 - ▶いじめ防止に向けて、学校全体で組織的に取り組む体制を一層強化します。
 - ▶いじめ防止の取組を「学校評価」の評価項目に位置付け、取組の充実・改善を進めます。
 - ▶いじめ事案に対して、謝罪があったことをもって解消とせず、その後も見守りを継続していきます。
- ・今後も国における動きや本市の状況を踏まえ、継続的に取組の検証・見直し等を実施していきます。

子どもたちの命を守り、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりに向け、共に取組をすすめましょう。

条例・取組指針等は→ [京都市 いじめ対策](#) [検索](#)

保護者の皆様へのメッセージ

大学の先生

自分の感情をコントロールし、相手の気持ちを推し量り、適切な行動ができる社会性を家庭や地域で育みましょう。

弁護士の先生

子どもの目を見て話をし、心の声を聴きましょう。そして専門家へ相談しましょう。

スクールカウンセラー

子どもは「親に心配をかけたくない」とつらい気持ちを隠しますが、ささやかなサインを出しています。

スクールソーシャルワーカー

子どもの育ちを、ご家族と一緒に考え支えたいと思っています。安心して居場所をつくるのが大切です。

京都市PTA連絡協議会

いじめを見逃さない。これが子どもの一番近くにいる保護者の役目です。サインは必ずあるはずです。

京都はぐみネットワーク

いじめは見ようとしなければ見えません。子どもへまなざしを送り続けましょう。

京都市地域生徒指導連合会

あなたも家族も地域に見守られています。みんな地域の仲間です。一緒に子どもの未来を育てましょう。

京都府警察本部

「いじめは許さない」という毅然とした保護者の姿勢と子どものサインを見逃さない大人の目線が大切です。

京都地方法務局

いじめをなくすことは人権を大切にすること。思いやり、優しさを大切にすることを家庭で社会で育みましょう。

京都人権擁護委員協議会

「いじめ」は、人権侵害です。家庭でも「いじめは、絶対に許されない。」という確固たる姿勢を子ども示しましょう。

このメッセージは、条例第12条に規定する「京都市子どもの豊かな心と規範意識を育む関係者会議」に参画いただいている各団体等のみなさまからです。